

第26号

発行日
2021. 11. 19

Super
Highway

JR東労組バス関東本部



JR東労組ホームページ

バス関申第3号

2021年度年末手当等に関する緊急再申し入れを行う！

2021年度年末手当等に関する緊急再申し入れ

バス関東本部は、申3号「2021年度年末手当等に関する申し入れ」について、2回の団体交渉を行ってきました。そして本日、第3回交渉において「基準内賃金の月額12ヶ月分とする」「契約社員Aは基本給及び都市手当ならびに扶養手当それぞれの月額を1.0倍した額」「契約社員B及び臨時雇用員は継続雇用期間及び稼働実績に基づき、個別に定めた額」と回答されました。要求から大きく乖離した回答であり、組合員の生活苦、コロナ禍における努力を踏まえたものではなく、到底納得できません。

組合員・社員は、コロナ禍において、安全・安定輸送の確保とお客さまに安心してご利用頂くための努力を継続し、オリンピック・パラリンピック輸送、ワクチン接種者送迎、列車代行輸送を担ってきました。さらには他社への出向等の会社施策に向き合ってきた事などにより、収益を生みだし、昨年同期に比べ業績を回復してきた事を団体交渉で訴え、認識を一致させてきました。しかし、回答書にはそのことが具体的に記載されていない事からも真摯に判断したとは受け止められません。また、必要な設備投資は行うべきですが、人への投資も十分に行うべきであり、コストカットとしての賞与カットは認める事はできません。何故なら、会社のリスタート、成長には組合員・社員の生活と暮らしを守り、モチベーションの維持・向上が必要不可欠であるからです。

組合員・社員からは、並々ならぬ努力をおこなっている現実や、これ以上の人材流出は会社の経営問題になるとの問題意識と、経営幹部に対する危機感を覚えるとの声が多く寄せられました。よって、将来に期待と希望を持てる満額回答を求め取り組んできました。しかし、示された回答は昨年の年末手当を大幅に下回り過去最低となったことは全く理解できません。

従って、昨年からの組合員・社員の努力や苦勞に対しての評価を微塵も感ずることが出来ない回答であることから、2021年度年末手当等について下記の通り緊急に再度申し入れますので、速やかな団体交渉の開催と会社側の真摯な回答を要請します。

記

1. 申3号「2021年度年末手当等に関する申し入れ」に対する「基準内賃金の月額1.2ヶ月分とする」との回答を撤回し、2021年度年末手当を基準内賃金の2.5ヶ月分とすること。
2. 申3号「2021年度年末手当等に関する申し入れ」に対する「基本給及び都市手当ならびに扶養手当それぞれの月額を1.0倍した額」との回答を撤回し、契約社員Aは社員に準ずること。
3. 申3号「2021年度年末手当等に関する申し入れ」に対する「継続雇用期間及び稼働実績に基づき、個別に定めた額」との回答を撤回し、契約社員B及び臨時雇用員は一律5万円を加算すること。
4. 新型コロナウイルス感染症対応に対する特別手当として、全従業員（出向者含む）対象に一律10万円を支給すること。
5. 回答については、2021年11月22日までとすること。

JRバス関東本部に組合員の声を届けてください！

緊急再申し入れの団体交渉に向けて

組合員の生活実感・労働実感を受け止めるべきだ！